

## 第8号議案

蒲郡市文学記念館の設置及び管理に関する条例及び蒲郡市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について

蒲郡市文学記念館の設置及び管理に関する条例及び蒲郡市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和元年6月14日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市文学記念館の設置及び管理に関する条例及び蒲郡市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

海辺の文学記念館に指定管理者制度を導入するため提案する。

蒲郡市文学記念館の設置及び管理に関する条例及び蒲郡市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

(蒲郡市文学記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 蒲郡市文学記念館の設置及び管理に関する条例(平成9年蒲郡市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 観光振興に資する事業

(蒲郡市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

第2条 蒲郡市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年蒲郡市条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1 蒲郡市生きがいセンターの項の次に次のように加える。

海辺の文学記念館

別表第2 蒲郡市生きがいセンターの項の次に次のように加える。

海辺の文学記念館	<ol style="list-style-type: none"><li>1 蒲郡市文学記念館の設置及び管理に関する条例(平成9年蒲郡市条例第1号)第4条に規定する事業を行うこと。</li><li>2 利用を制限すること。</li><li>3 施設等の維持管理を行うこと。</li><li>4 その他上記の業務を行うに当たり必要な行為をすること。</li></ol>
----------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。